

社会福祉法人美輪湖の家 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人美輪湖の家（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事に対する報酬の額は、次に掲げる報酬の区分に応じ、表1に定める範囲内で、理事会において決定する。

2 役員等の報酬は、表2に定める年間の総額を超えない範囲で支払うものとする。

表1

役職名	報酬の額
理事長	月 50,000 円
理事	理事会出席 1 回につき 3,000 円
監事	理事会出席 1 回につき 5,000 円・評議員会出席 1 回につき 5,000 円 監査等特別の業務 1 日 1 万円
評議員	評議員会出席 1 回につき 3,000 円

表 2

役職名	総額
理事	72,000 円
監事	240,000 円
評議員	248,000 円

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬の支給の時期は、次の各号に応じるものとする。

(1) 理事長 毎月月末

(2) 理事、監事、評議員 理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の報酬にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第 6 条 役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付則 この規程は、平成 29 年 10 月 29 日より施行する。

この規程の一部変更は、令和 4 年 6 月 5 日より施行する。